平成 23 年度

施政方針

平成 23 年 3 月

嘉手納町長 當 山 宏

目 次

1.	平成23年度 町政運営に向けて1
2.	基地問題4
3.	生活環境整備6
4.	産業振興8
5.	福祉行政9
6.	教育、文化、スポーツの振興13
7.	執行体制と行財政の運営等16

平成23年度 町政運営に向けて

私は、この度の嘉手納町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面からのご支持とご支援を賜り第11代嘉手納町長として町政を担当することになりました。基地問題をはじめ本町の諸課題を前にして責務の重大さを痛感しているところでありますが、町民の皆様の信頼と期待にこたえるべく町政の運営に全力を傾注してまいる所存であります。どうか宜しくお願い申し上げます。

本日開催される平成23年3月定例議会におきましては、一般会計予算や水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、下水道事業特別会計予算のほか、行財政に関する多くの議案等を審議していただくことになりますが、その提案に先立ち、私の町政運営の基本姿勢と主要施策の概要等についてご説明を申し上げ、議員諸賢並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の景気の現状は、一時落ち込んでいた生産や輸出が増加基調に転じるなど回復傾向にあるといわれております。しかしながら、雇用や所得情勢は低水準で推移し依然として厳しい状況が続いております。県内の完全失業率(平成22年12月現在)も7.1%(全国4.9%)となっており、特に若年者においては13.0%(全国7.2%)と高止まりしております。雇用問題や地域経済の活性化に向けた対応が引き続き求められております。

国家財政も長引く景気の低迷等で深刻な状況にあります。税収が 落ち込む中、社会保障関係費の増大などで一般会計歳出が過去最大 に膨らみ、平成22年度末における国の借金は1千兆円にも迫る見通しであります。国民一人当たりにすると実に783万円に上り、今後、地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼らざるを得ない本町財政への影響も懸念されます。加えて、混迷を深める我が国の政治情勢などを見た場合、今日における地方自治体を取り巻く環境は、依然として不透明感を拭えない状況が続いております。

地方財政の財源不足は、平成6年度以降急激に拡大しており、平成15年度には約17兆円に達しました。これは、地方税収等の落ち込みや減税等に起因するものであり、その後さらに景気低迷に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みに伴い、平成22年度においては過去最高の約18兆円の財源不足に達しております。また、地方財政の借入金残高は、地方税収等の落ち込みや減税の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成22年度末には200兆円に達しております。

国家財政、地方財政共に極めて厳しい状況が続いております。

ところで、嘉手納町においてはこれまで、歴代首長の下、町政全般にわたる各種施策の推進を図り、区画整理事業や市街地再開発事業等の都市基盤・産業基盤の整備とともに、教育・福祉の向上、人材の育成、財政の健全化等に成果を上げてまいりました。

私は、これまでの町政におけるまちづくりの成果と課題を踏まえて、さらなる町民福祉の向上と町勢の発展に努めていく所存であります。

町政運営においては、平成21年度にスタートした第4次嘉手納

町総合計画に基づくまちづくりを基本目標に、まちの将来像である 「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現を目指します。

また、重点目標として「教育・文化の振興、人材の育成、町民福祉の充実、産業の振興、まちの活性化」を柱に「活力に満ちた、人にやさしいまちづくり」を推進いたします。その実現を図るため、基地対策をはじめ、子育て支援、教育、福祉、保健・健康、緊急経済対策、産業振興、人材育成・文化振興、まちの活性化等に関する各種具体的な施策を計画的に取り組んでまいります。

次に、町政運営の基本姿勢について申し上げます。町政の運営に当たっては、「公平公正」を旨に、町民が主役となる「町民本位」の町政を基本姿勢として推進してまいります。町民の声を広くお聴きし、それを町政に反映させるよう取り組みの充実強化を図ります。そのため、関係者の皆様とも協議しながら、従来の各区行政懇談会の充実改善を図るとともに、各種団体等との意見交換会や各区自治会長との定例懇談会を開催するなど、新たな公聴のあり方について検討・実施してまいります。そして、そのような取り組みを通して、町民に身近な町政の実現に努めるとともに、より一層町民参加のまちづくりを推進してまいります。

また、常に「改革刷新」を心がけ、時代の変化や町民の多様なニーズに的確に対応すべく、既存の組織や制度等についても見直すべきは見直しを図りつつ、行政の効率化、行政サービスの向上等に取り組んでまいります。

このような町政運営の基本目標や重点目標、基本姿勢等を踏まえ、

平成23年度において取り組む主な施策の概要は次のとおりであります。

基地問題

本町の基地問題は、戦後66年が経過しようとする今日において も、依然として町政の最も大きな行政課題となっております。

申すまでもなく、米軍嘉手納基地は町民が望んで置いたものではありません。去る第二次大戦時に米軍が強制的に民有地等を接収し建設した施設であります。この基地が建設されたことに伴い、町民は長年にわたり、否応無しに航空機騒音等の基地被害に苦しめられてきました。嘉手納基地が日米安保条約に基づき提供されているものである以上、その広大な基地を町域に抱え、日夜基地被害に苦しめられている町民の負担の除去、軽減等を図ることは、基地の提供者たる国の当然の責務であります。国はそのために最大限の努力をしてもらわなければなりません。それが、日米安保の大きな負担を担っている嘉手納町民に対する国の務めであると考えます。

本町においては、在日米軍再編に係る「沖縄を含む地元の負担軽減」は程遠く、F-15 イーグル戦闘機等による騒音や悪臭など、町民は日常的に基地被害に悩まされています。2006 年から実施された嘉手納基地所属の F-15 イーグル戦闘機の訓練移転は、2010 年までに 11 回実施されましたが、その機数をはるかに上回る外来機が嘉手納飛行場に飛来し、訓練が実施されており、町民は基地負担の軽減を実感できません。そのため、北澤防衛大臣は新たな負担軽減

策としてグアムでの大規模な訓練移転の実施を発表しています。

F-22A ラプター戦闘機が 2007 年から毎年飛来し 3 か月から 4 か月間一時配備され、騒音はさらに激化しており、さらに、2010 年 10 月に着工された南側滑走路修復工事に伴い北側滑走路 1 本の運用となっている状況が、さらに町民へ爆音の苦痛をしいております。これまで、騒音被害については米軍及び関係機関へ強く抗議要請してきましたが、嘉手納中学校の達成度テストの中断や嘉手納高等学校卒業式においては「飛行運用は行わず、音を発生させるシステムや装置も使用しない」としたにもかかわらず、FA-18 ホーネット戦闘攻撃機が離陸し、爆音が卒業式に影響した事実は、町民をないがしろにした基地運用と言わざるを得えないものであり、いかなる理由があろうと断じて容認できるものではなく、強い姿勢で対処していきます。

海軍駐機場の移転は、町民の強い要望を受けて粘り強い交渉を続けた結果、ようやく着工となります。

外来機の大量飛来と航空機の飛行経路の実態調査を新年度も継続 して行い、詳細な調査結果を国及び米軍に提示し騒音等の被害軽減 を求めていきます。

昨年は、燃料流出事故が2件発生しました。幸い、町民へ影響を 及ぼす深刻な事故ではありませんでしたが、町民の生命財産を守る 立場から事故発生時における町への通報の迅速化及び事故現場への 立入りについて、強く改善を求めていきます。

以上のことを踏まえ、基地負担軽減の確実な実施と日常生活の障

害となる事件、事故、訓練の激化などの負担増の諸事案を厳しくチェックし、排除するため、航空機騒音規制措置の遵守と嘉手納基地に特化した「嘉手納基地に関する使用協定」の一日も早い締結を求め、海軍駐機場移設計画の早期実現、防音住宅の電気料金の軽減を図るため、電気料金の助成事業及び太陽光発電システム事業の導入、住宅防音工事の建築対象年月日の撤廃及び店舗・事務所への拡大等について、国に対し要請行動を粘り強く取り組んでいきます。

生活環境整備

屋良町営住宅建替事業に関しては、仮住居移転補償、解体工事を 行い、さらに平成25年度の高齢者等に配慮した新住宅完成を目指 し、新年度より本体工事に取り組みます。

土地の有効利用、生活環境整備を促進するため実施してきた屋良 土地区画整理事業は、各権利関係者の協力を得ながら引き続き清算 業務に努めます。

公園整備については、兼久海浜公園再整備事業を前年度に引き続き行い、さらに、他の既存公園についても再整備に向け、検討していきます。

道路整備は、引き続き地域の生活と密着した、町道49号線、町道1-1号線、町道68-1号線、町道埋立7号線、町道埋立3号線ほか1件等の整備を進めます。

下水道事業は、人口普及率100%を達成し、町内どこでも生活排水を公共下水道へ接続することが可能となりました。今後も引き

続き全世帯の下水道接続を目指して水洗化の普及に努めます。下水 道施設についても適正な維持管理を行い、下水道管渠の計画的な改 築に取り組みます。

水道事業は、清浄にして低廉な水を供給するため、水道施設整備 計画に基づく老朽管等の布設替えを実施し、出水不良、赤水対策及 び漏水対策を図るとともに安定的な供給と有収率の向上に努めます。

また、災害時における水道管の破損事故等による配水池内貯留水の流出を防ぐため緊急遮断弁の設置を併せて実施いたします。

地球温暖化は、世界各地で異常気象に伴ってさまざまな気象災害を発生させています。東アジアやヨーロッパ、熱帯地域で異常高温が頻発し、一方、南半球では少雨が続き農業被害等をもたらしています。日本では、高温による熱中症の人的被害、農業被害、水産物被害などが増える傾向にあります。各自治体においても温暖化防止対策の一環として、CO2排出量削減等、抑制対策を促進する重大な責務が課せられております。

さらに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源循環型社会を構築し、町民の快適な生活を確保するため、リデュース(排出抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の3Rを基本として、一般廃棄物の減量化と適正処理に取り組みます。特に資源ごみの収集につきましては、町民及び町内団体のご協力を頂きながらその推進に努めるとともに、昨年からごみ減量対策として、草木のチップ化事業や生ごみ処理機の補助事業を実施しており、新年度もごみの減量化に向けた取り組みを継続支援してまいります。

また、地域の環境美化につきましても、引き続き模範清掃や区民 一斉清掃を実施するとともに、ごみの不法投棄や散乱防止の監視、 指導を行い地域の環境保全に努めてまいります。

産業振興

産業振興は、再開発事業による商業環境の変化をどのように活か していくか、町の活性化につながる施策の展開が求められています。

商業については、平成22年度、商工会が実施主体の商店街活性 化対策の意見交換の場として、嘉手納町商業活性化委員会を立ち上 げており、町としても支援してまいります。そして、商工会をはじ め周辺商工業者と連携を図りながら、まちの活性化に向けて取り組 んでまいります。

また、商店街活性化事業をさらに推進するため、プレミアム付商 品券の拡充を図るとともに、エイサーまつり、ビアフェスタ等、商 店街活性化イベントを充実支援してまいります。

情報通信事業は、マルチメディアセンターを中核施設として町内に8社が進出し、450人余が雇用され就業しております。今後も人材育成、進出企業の支援を図り、町内のICT関連産業の振興に努めます。

また、マルチメディアセンター内にあるマルチメディア広場のパソコン等の更新を行い、地域住民に開放するマルチメディア体験スペースを充実させてまいります。

雇用問題は、昨年に引き続き緊急雇用促進事業を活用した駐車場

監視業務及び雇用再生特別事業を活用した廃棄物リサイクル推進事業を実施します。

野國總管まつりは、野國總管の功績を称え、その遺徳を偲ぶとと もに、地域に根ざした芸能文化の継承発展と町民のふれあいの場と して、今年もさらに内容を充実させて開催してまいります。

農水産業については、狭隘な面積で農耕を営んでいますが、みかん、びわ、マンゴー等の果樹は県内外から高い評価を受けております。このような農産物等を中心とした特産品を広くアピールし、生産者の生産意欲の高揚に努めるとともに後継者育成と品質向上を図るため農家を支援してまいります。また町内における地産地消の推進に向けて農水産物直売の支援や町立保育園等での利用促進を図ります。

産業まつりは、農産物等を中心とした加工品等を町内外にアピールし、産業の活性化及び後継者育成を促進するため、新年度も引き続き支援してまいります。

福祉行政

誰もが安心して安全で心豊かに暮らせるよう、地域においてお互いに支え合うことが求められています。乳幼児や高齢者そして障害を持っている方々が、日々の暮らしの中で自立した生活が出来るよう社会全体で支えあう仕組みづくりを、社会福祉協議会や各区コミュニティーセンターとの連携のもと、取り組んでまいります。

老人福祉は、高齢者が住みなれた地域で家族と共に生きがいを持

って生活ができるよう、現状やニーズを的確に把握しながら、関係機関と連携を図りつつ第5期老人福祉計画の策定に努めていきます。 また、夜間・休日及び緊急等の相談窓口を設置し、高齢者や介護者が安心して暮らせる体制づくりに努めます。

介護予防事業については、65歳以上の高齢者が要支援や要介護 となることを予防する為、地域支援事業の見直し及び拡充を図り、 高齢者支援として介護予防サポーターの育成等に取り組んでまいり ます。

児童福祉は、次世代育成支援の「後期行動計画」に基づき、「平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな」を目指して、子育てしやすい環境づくりと子育て支援策に取り組みます。また、支援の必要な子どもと家庭への対応として専任の児童家庭相談員を配置し、児童相談業務や要保護児童対策支援の強化を図ります。

障害福祉は、自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供の確保に努め、障害のある方が地域で自立して生活できるよう、相談支援事業を強化し、個々に合った必要な地域生活支援事業の充実を図ります。

母子寡婦福祉は、これまでの就労支援を強化するとともに、母子 寡婦家庭が希望をもってこの町でくらしていけるよう自立支援策を 引き続き推進します。

健康増進については、生活習慣病の予防を推進していくため、町 民が自らの健康状態を把握し、健康管理の意識を高められるよう住 民健診やがん検診等の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見に努め、在宅訪問指導等も強化します。検診については、健康増進法に基づくがん検診等(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、歯周疾患検診、骨粗鬆症検査)の検査項目に加え、胃がん血液検査や乳がんエコー検査を実施します。

母子保健は、乳幼児の健診の充実を図り、疾病の早期発見と早期治療につなげるよう支援し、健診後のフォローの場として発達を支援するための親子教室を実施します。また、妊婦健診の費用助成、こんにちは赤ちゃん事業による各戸訪問、乳幼児フッ化物塗布事業についても、これを継続実施いたします。

子ども医療費助成事業は、中学校卒業時まで保険診療にかかる医療費及び入院時食事療養費の自己負担分を全額助成し、保護者の負担軽減を図りながら、子どもの健やかな成長を支援します。

感染症の予防は、予防接種法に基づく定期の予防接種の公費負担を継続実施することに加え、任意の予防接種である子宮頸がん、Hib(ヒブ)、肺炎球菌、水痘及びおたふくかぜ等の予防接種費用の助成を新規に実施いたします。そのことにより、感染症の発病や重症化、まん延を予防するとともに、予防接種費用の負担軽減を図ります。

健康づくりは、「健康かでな2010」の計画に基づき、新年度も引き続き嘉手納町ウォーキング大会や健康展を実施します。また、食生活改善推進協議会による活動を支援し、町民の食生活の改善指導を行うことで、町民自らの健康の増進を図るための環境づくりを

支援してまいります。

精神保健福祉事業は、こころの健康講演会、ゲートキーパー養成 研修会等を開催し自殺予防に取り組みます。

国民健康保険事業は、「相互扶助」の考え方を基本として、地域医療の確保と住民の健康保持に大きく貢献してきたところです。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境については、疾病構造の変化や医療技術の進歩などによる医療費の増加、長引く不況による低所得被保険者の増加など、構造的な課題を抱え、全国的にも厳しい財政運用を強いられています。

このような状況の下、本町では、毎年一般会計からの繰入を行い、 被保険者に納めていただく保険料を低く抑えてまいりました。新年 度においても同様の取り扱いにより保険料の抑制に努めます。

また、平成22年度に引き続き、特定健診、特定保健指導に重点を置いて取り組んでまいります。特定健診では、未受診者対策に取り組み受診率の向上に努めてまいります。また、特定健診の結果を基に、メタボリック症候群の該当者及びその予備群に対し、効果的な保健指導を行うことで、対象者自ら生活習慣の改善ができるよう支援します。

高齢者の医療につきましては、75歳以上の高齢者保険料助成、 はり・きゅう等診療費助成、葬祭費補助、健康診査説明会を引き続 き実施し、長寿の喜びを享受できる施策を実施していきます。

新年度も引き続き、医療費の適正化、国民健康保険税の収納強化 に努め、国民健康保険事業の安定運営を推進します。 国民年金は、町民の老後の経済的な支えである老齢基礎年金だけに限らず、障害基礎年金、遺族基礎年金など一生かかわっていく社会保障制度です。関係機関との協力連携のもと無年金者対策やパンフレット等による制度の周知を図り事業を推進してまいります。

教育、文化、スポーツの振興

本町の教育は、郷土の誇れる歴史と伝統を踏まえ、町民の信頼に 応える学校教育及び社会教育の発展に努め、豊かな文化とスポーツ 活動を推進します。

学校教育では、平成22年度に策定された「嘉手納町幼児教育振興基本計画」を踏まえ、平成23年度は本格的な複数年保育に向けた幼稚園教育に関する諸条件の整備を行います。

小中学校においては、児童生徒の知育・徳育・体育の調和のとれた教育活動を展開し、家庭や地域と連携した学力向上に取り組みます。また、教育サポーターなどを継続配置して特別支援教育を推進します。特に、新年度から学習支援員の増員を行います。平成22年度に認定されました「教育課程特例指定校(英語特区)」については、特色ある嘉手納町の小中学校一貫英語教育として、さらに充実を図っていきます。

青少年センターについては、各学校と連携を強化し、不登校児童 生徒の学習支援及び諸体験活動に取り組み、将来の自立に向けた支 援策を講じていきます。

教育費負担の軽減を図る本町独自の子育て支援事業として、小中

学校における児童生徒の教材費助成を継続するとともに、新年度から給食費の完全無料化を実施し、安心して子育てができるまちづくりをなお一層推進します。

教育施設については、今後における教育環境の改善に資するため 嘉手納小学校屋内運動場耐力度調査を実施します。

生涯学習の振興は、町民の学習活動を支援するため、町民の学習 ニーズに沿った学習機会の場の提供や人材等の活用を図ります。

また、社会教育委員を中心に社会教育団体等との連携を図り、社会教育、家庭教育、学校教育のそれぞれの機能を強化するとともに町民の潤いと生きがいづくりを推進します。

地域で子どもを守り、育てる環境を整備し、様々な活動を支援するため、子供情報誌等の充実を図ります。

文化振興については、文化協会をはじめ文化関係団体と連携を図り、町文化祭の開催や、伝統文化子ども教室の支援等地域芸術文化の振興に取り組んでまいります。また、新年度は、第10回かでなっ子フェスティバルの開催や著名人を招聘しての文化講演会を実施いたします。

人材育成事業は、学生生徒に対する学資貸与事業、文化・スポーツの振興発展に資する優秀な人材への報奨金の支給及び交流事業を継続して実施するとともに、制度等の改善に取り組みます。

町立図書館は、心の豊かさを創造する場として多くの町民の利用 に供されています。町民が教養、知識を深めるために必要な図書や 情報、その他の資料等の充実を図りながら、利用者に対して円滑な サービスを提供するとともに、地域住民が気軽に利用できるような 環境づくりに努めます。

中央公民館は、町民の生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、町民ニーズに即した教育、健康及び文化に関する各種講座を行うとともに、生涯学習活動の拠点として、町民が楽しく集い、語らい、交流を図れる環境づくりに努めます。

学習等施設は、生涯学習社会の充実を図るため、一般町民及び幼児・児童生徒の自主的活動や学習の場として活用してまいります。

町史編纂事業は、嘉手納町における日本復帰以後の資料収集及び 整理作業を進めていきます。また、新聞資料収集作業や自然考古関 係の資料収集も並行して進めていきます。

文化財保護事業は、史跡整備で「屋良シリーガー」の環境整備工事を行います。また、基地内試掘調査を精力的に推し進めていきます。

生涯スポーツは、体育指導委員を中心に地域社会及び社会体育団体と連携を図り、各種スポーツ、レクリエーション活動を推進し、町民の体力の向上、健康の維持に努め、生涯スポーツ社会の実現を目指します。また、各種スポーツの県外派遣に対する助成事業を継続して実施します。

今年、開塾14年目を迎える外語塾においては教育の成果が現れ、 多くの卒業生が、大学進学、留学(米国大学院、中国大学)、就職な どで活躍をしております。新年度も引き続き実践英語、コンピュー タ教育を中心に、マナー講座、就職指導講座、伝統文化などカリキ ュラムの更なる充実に努め、英語スピーチコンテスト、海外短期語 学留学、基地内職場体験研修及びボランティア活動などを通して、 将来の嘉手納町を担う若い人材の育成に努めるとともに、進路指導 についても、その強化を図ってまいります。

執行体制と行財政の運営等

町政運営の指針となる「第4次嘉手納町総合計画」が平成21年度からスタートし、教育、福祉、医療、介護等を視野に入れた新たなソフト事業を実施してきました。新年度も、引き続き町の将来像である「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現をめざして、新たな視点により町民の身近な暮らしに直結する施策を展開しながら、まちづくりを進めてまいります。また、本町を町内外に紹介するビデオを制作するとともに、本町の概要を掲載した町勢要覧を策定いたします。

男女共同参画行政は、引き続き実施計画に沿った事業を推進し、 町民への周知を図り、男女共同参画社会の実現に向け各地域で推進 活動が展開できるような体制の確立に努めます。

海外移住者子弟受入事業についても、引き続き実施してまいります。

確かな行政サービスを行うためには、各担当業務に関する知識の 習得はもとより、職員の政策形成、法制執務等の能力の向上が不可 欠です。このため、個々の能力が十分発揮できるよう各種研修の充 実に努め、職員の意識改革と資質の向上を図ります。ところで、現 在では地域住民との協働も行政運営の重要な要素となっております。 町民本位の行政を実現するためにも、今後は地域住民との連携強化 を図ることを目的とした職員研修の実施に向けて取り組みます。ま た、組織機能を強化し、さらなる福祉の充実と町民サービスの向上 等を図るため、副町長を置きます。

国は、昨年6月に「財政運営戦略」を閣議決定し、地方公共団体 に対しては、この中に示された国の財政運営の基本ルールに準じつ つ財政の健全な運営に努めるよう要請するとしています。

町財政においては、この基本ルールを踏まえ、また、国の地方財政対策、各種の制度改正等の動向の把握に努め、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努めながら平成23年度予算編成作業を行ってきたところであります。

今後の財政運営につきましては、引き続き国、県の動向をはじめ、 町財政の状況等を十分認識し、事務事業の更なる効率化及び合理化 に取り組んでまいります。

このような状況の下、編成された平成23年度一般会計予算案、 水道事業予算案、3特別会計予算案は、次のとおりであります。

一般会計予算		6,	651,	930	千円
水道事業予算	水道事業収益		375,	0 5 1	千円
	水道事業費用		341,	3 2 4	千円
	資本的収入		80,	003	千円
	資本的支出		137,	220	千円

国民健康保険特別会計予算2,133,055千円後期高齢者医療特別会計予算214,405千円下水道事業特別会計予算356,691千円

以上、平成23年度の町政運営にあたり、私の施政方針と考え方を申し上げてまいりましたが、社会経済情勢の急速な変化に的確に対処しつつ、活力に満ちた、人にやさしいまちづくりを推進するため全職員の総力を上げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢並びに町民の皆様のご指導とご支援をお願い申し上げます。

平成23年3月10日 嘉手納町長 當 山 宏